

2020年6月10日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
バーチャレクス・ホール
ディングス株式会社
代表取締役社長 丸山 栄樹

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大しております。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
※受付開始は、午前9時30分を予定しております。
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15A
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

株主総会でのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.vx-holdings.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦長期化の影響や消費税増税はあったものの、雇用や所得環境の改善が続くなど緩やかな回復基調を維持してきました。しかしながら、第4四半期連結会計期間に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国内外において経済活動への影響が懸念され、景気の先行き不透明感は一層強まる状況となりました。

このような状況の下、当社グループはテクノロジーを基盤として、バーチャレクス・コンサルティング株式会社はCRMをビジネスのドメインに、株式会社タイムインターメディアはWeb、文教・教育、AIなどをビジネスのフィールドとして、当社グループの持つコンサルティング、IT、アウトソーシングのノウハウを活用したトータルな支援を行ってきました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,948,854千円(前連結会計年度比3.7%減)、営業損失は192,590千円(前連結会計年度は営業利益75,047千円)、経常損失は191,449千円(前連結会計年度は経常利益70,687千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は519,324千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益20,713千円)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

IT&コンサルティング事業におきましては、株式会社タイムインターメディアの大型システム開発案件において、品質トラブルによる大幅な遅れから最終的に案件中止に至り、結果としてこの開発案件で2億円以上の損失を計上することになりました。バーチャレクス・コンサルティング株式会社については、概ね予定通り推移しました。この結果、売上高は3,149,619千円(前連結会計年度比4.8%減)、営業利益は189,925千円(同58.4%減)となりました。

アウトソーシング事業におきましては、一部案件の縮小、新センター立ち上げに伴う費用や採用コスト増加などもありましたが、ストックビジネスとして着実に成長しております。以上の結果、売上高は2,799,235千円(前連結会計年度比2.4%減)、営業利益は481,617千円(同3.0%減)となりました。

事業別売上高

事業区分	第 21 期 (2019年3月期) (前連結会計年度)		第 22 期 (2020年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
IT&コンサルティング事業	3,308,631千円	53.6%	3,149,619千円	52.9%	△159,011千円	△4.8%
アウトソーシング事業	2,869,167	46.4	2,799,235	47.1	△69,931	△2.4
合計	6,177,798	100.0	5,948,854	100.0	△228,943	△3.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は108,440千円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

IT&コンサルティング事業 ソフトウェアの新機能追加

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達について特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2017年3月期)	第 20 期 (2018年3月期)	第 21 期 (2019年3月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	4,448,183	5,509,273	6,177,798	5,948,854
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失(千円)	223,291	42,716	70,687	△191,449
親会社株主に帰属 する当期純利益又 は親会社株主に帰 属する当期純損失 (千円)	121,720	7,884	20,713	△519,324
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (円)	42.71	2.68	7.06	△179.59
総 資 産(千円)	2,798,141	2,297,212	2,764,207	2,336,655
純 資 産(千円)	975,248	983,281	988,058	439,575
1株当たり純資産 (円)	331.95	334.68	339.11	152.70

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
バーチャレクス・コンサルティング株式会社	20,000千円	100.0%	IT&コンサルティング事業 アウトソーシング事業
株式会社タイムインターメディア	90,000	100.0	IT&コンサルティング事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	バーチャレクス・コンサルティング株式会社	株式会社タイムインターメディア
特定完全子会社の住所	東京都港区虎ノ門4-3-13	東京都新宿区四谷坂町12-22
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	411,710千円	—
当社の総資産額	1,637,768千円	

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大により、昨今の社会状況や事業環境は大変な厳しさを増しつつあります。当社グループは、これまで中期的に積極的な事業規模及び事業領域の拡大を図ってまいりましたが、このような状況下におきましても、事業の成長性と財務の健全性の均衡を図り、これらを損なうことなく、企業価値の最大化を目指していく所存です。この企業価値最大化という目的を達成するため、当社グループでは、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識しており、改善すべく取り組んでおります。

①営業基盤の拡大

当社グループは、グループの経営の安定を図り、より一層の成長を目指すために、新規クライアントの獲得及び既存クライアントへのサービス拡充による営業基盤の拡大が不可欠であると認識しております。営業基盤の拡大につきましては、ブランディングやマーケティングの強化により新規の営業先の増加を図り、特に当社グループの強みであるコンサルティング力を切り口にして、システム導入やアウトソーシングの受託に導けるよう一層の体制強化を図ってまいります。

②パッケージ製品力の強化・進化

当社グループは、創業当初の事業ドメインとしてコンタクトセンターを中心としたCRM領域にフォーカスして以来、これまでに蓄積してきた当該領域のノウハウをコンタクトセンターにおける顧客対応履歴管理ソフトウェア「inspirX（インスピーリ）」に集約し、数多くのクライアント企業に導入してまいりました。また、パッケージ製品としての機能拡充や様々なチャネルとの接続性向上などにより、市場における競争優位性の維持拡大に努めてまいりました。昨今の社会環境の変化を見据え、今後はさらに分散型コールセンターの基盤化を進めるとともに、クラウド型サービスとしての特徴を際立たせ、サブスクリプション型でのサービス提供を促進することにより、販売量の拡大と収益性の向上、さらには収益のストック化を図ってまいります。

また、これまで教育機関向けにEラーニングソリューション「moca（モカ）」を提供してまいりましたが、昨今の遠隔教育の急速な拡大・定着に合わせ、積極的な営業展開を図るとともに、短期に立ち上げが可能な「Qmoca（クイックモカ）」によるサブスクリプション型サービスの提供を開始し、当社グループが提供するITソリューション製品群の新たな柱となるよう更なる機能拡充を進めてまいります。

③デジタルマーケティングとカスタマーサクセス

当社グループは、顧客接点の最適化支援企業として、デジタルマーケティング時代のオムニチャネルを使ったCRM活動を総合的に支援できる体制を備え、単なる顧客対応からデジタルマーケティングとCRMを融合したサービス領域への転換を図ってまいりました。

また、既存顧客に対する積極的な顧客サポートを図ることによりLTV（顧客生涯価値）を高める「カスタマーサクセス」というアプローチも広がりつつあるため、この新たなテーマに対しても先進的なソリューションを活用して対応し、CRMから広がるサービス領域とビジネス機会を着実に捉えていくことが重要であると考えています。

④AIのより実践的な利活用とその提供

当社グループは、以前より遺伝アルゴリズム（進化計算）を軸としたAIの研究及び試行的利用を進め、ナンプレ（数独）パズル製作のエンジンの提供などを行っており、これまでも教育機関の時間割編成やTV局の商業チャール編成など、利活用の幅を広げて提供してまいりました。今後は、新たに開発整備した進化計算エンジン「TENKEI（天啓）」をコアに、コールセンター等のスタッフシフト管理に適用するなど、企業や団体が有する具体的な課題解決に幅広く資する実践的AIソリューションとして、利活用の価値をより一層高めていくよう努めてまいります。

⑤フロービジネスとストックビジネスの組み合わせによる安定的かつ成長力を持った収益モデルの推進

当社グループの収益は、期間を区切ってサービスの提供を行うフロービジネス、及び長期間にわたって継続的なサービス提供を行うストックビジネスの組み合わせで成り立っております。フロービジネスは、後続のストックビジネスの獲得にも寄与しております。また、ストックビジネスは継続型であるため、当社グループの収益基盤の安定性に寄与しております。当社グループは今後ともフロービジネスとストックビジネスのシナジー効果により収益を拡大していくことが重要であると考えています。今後は、特に、クラウド型でのソフトウェアサービスとアウトソーシングビジネスを組み合わせたサービスをサブスクリプション型で提供することで、ストックビジネスの拡充を図ってまいります。

⑥優秀な人材の確保・育成・定着

当社グループは、中期的に積極的な事業規模及び事業領域の拡大を図っていることから、優秀な人材を確保・育成・定着させることを、事業展開における主要な課題の一つと認識しております。

そのため、定期採用（新卒採用）・期中採用（中途採用）の適切なバランスを念頭に置きながら、積極的な人材確保に努めております。また、現在、人材の確保が厳しい採用市場状況を踏まえ、これまでよりも幅広い層をターゲットとした採用活動を行い、入社後の育成と戦力化を重視してまいります。こうした人材の成長を促し、定着化を図るため、当社グループでは、個人の成長を重視した人事評価制度を導入しており、当該人事評価に加えて個人の自主性等も考慮して、積極的な人材登用を実施しております。そして、人材の成長を促す基盤として、定期（新卒）採用社員向けの社内教育研修の他、外部研修の利活用にも注力しております。

⑦情報管理体制の強化

当社グループは、業務上、クライアント環境にて個人情報等の重要な機密情報に接することがあり、情報管理を事業展開における主要な課題の一つと認識しております。

当社グループでは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定のプライバシーマークを取得、及び更新を継続しておりますが、今後は、さらに情報管理を徹底するとともに、役職員に対して研修を実施するなど、その重要性を周知してまいります。

⑧内部管理体制の強化

当社グループは、今後の更なる事業拡大を目指す上で、成長に沿った適切な内部管理体制の実現を、事業展開における主要な課題の一つと認識しております。

そのため、中期的な事業規模及び事業領域の拡大にあわせて、管理部門の適切な人員を確保するとともに、有効な内部統制の構築及びコーポレート・ガバナンスの強化を推進し、経営の健全性及び透明性の実現に尽力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
IT&コンサルティング事業	コンサルティングサービス、CRM製品提供、CRM ITサービス
アウトソーシング事業	CRM プロセスサービス

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 子会社

パーチャレクス・コンサルティング株式会社	本社（東京都港区）、 茅場町センター（東京都中央区）、 子会社（佐賀県佐賀市）
株式会社タイムインターメディア	本社（東京都新宿区）

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
IT&コンサルティング事業	175 (13) 名	－ (6名増)
アウトソーシング事業	164 (600)	19名増 (19名減)
全社 (共通)	17 (2)	1名減 (1名増)
合計	356 (616)	18名増 (12名減)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2 (0) 名	－ (－)	45.5歳	5.9年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	708,577千円
株式会社商工組合中央金庫	191,500
株式会社みずほ銀行	100,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 10,980,000株

② 発行済株式の総数 2,943,153株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は2,000株増加しております。

③ 株主数 1,577名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
シンプレクス株式会社	438千株	15.25%
丸山栄樹	368	12.80
SBSホールディングス株式会社	140	4.87
バーチャレクス従業員持株会	138	4.81
黒田勝	90	3.12
株式会社SBI証券	87	3.05
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	79	2.76
丸山勇人	70	2.45
楽天証券株式会社	42	1.47
佐藤孝幸	42	1.46

(注) 持株比率は自己株式(64,500株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発行決議日		2012年6月11日	2015年6月16日
新株予約権の数		335個	127個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 12,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 52,000円 (1株当たり 520円)	新株予約権1個当たり 90,000円 (1株当たり 900円)
権利行使期間		2015年6月11日から 2022年6月10日まで	2017年12月17日から 2025年11月17日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 325個 目的となる株式数 32,500株 保有者数 3名	新株予約権の数 127個 目的となる株式数 12,700株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 500株 保有者数 1名	—
	監査役	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 300株 保有者数 1名	—

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割当を受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が「新株予約権割当契約」締結当時において、当社の取締役、監査役、及び従業員、ならびに当社100%子会社の取締役、監査役、及び従業員の場合は、権利行使において、当社の取締役、監査役、及び従業員、ならびに当社100%子会社の取締役、監査役、及び従業員の地位を保有している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (3) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
2. 社外取締役保有分は、新株予約権発行時に当社監査役の地位にあったときに付与されたものであります。
3. 2015年12月17日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸 山 栄 樹	バーチャレクス・コンサルティング（株）取締役会長 バーチャレクス九州（株）取締役会長 （株）タイムインターメディア 取締役会長 V Xアクト（株）代表取締役社長
取 締 役	丸 山 勇 人	バーチャレクス・コンサルティング（株）代表取締役社長 バーチャレクス九州（株）代表取締役社長
取 締 役	黒 田 勝	経営管理本部長 バーチャレクス・コンサルティング（株）取締役 （株）タイムインターメディア 監査役
取 締 役	佐 藤 孝 幸	（株）タイムインターメディア 代表取締役社長
取 締 役	漆 山 伸 一	漆山パートナーズ会計事務所代表 （株）タイムインターメディア 非業務執行取締役
取 締 役	坂 宗 篤	MB & PARTNERS（株） 代表取締役
常 勤 監 査 役	古 川 秀 夫	バーチャレクス・コンサルティング（株）監査役 バーチャレクス九州（株）監査役
監 査 役	鈴 木 邦 男	（株）アバント 監査役
監 査 役	小 林 知 巳	（株）小林マネジメント研究所 代表取締役

- (注) 1. 取締役漆山伸一氏及び取締役坂宗篤氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木邦男氏及び監査役小林知巳氏は、社外監査役であります。
3. 取締役漆山伸一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (2)	65,400千円 (7,200)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	9,600 (4,800)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	9 (4)	75,000 (12,000)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月16日開催の第17回定時株主総会において、年額230百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、上記報酬枠とは別枠で、2018年6月27日開催の第20回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1999年6月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
- ロ. 社外役員が親会社等、親会社等の子会社または当該株式会社に親会社等がないときの子会社等から当事業年度の受けた役員報酬等の総額
1,800千円

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役漆山伸一氏は、漆山パートナーズ会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役漆山伸一氏は、株式会社タイムインターメディアの非業務執行取締役であります。兼職先は、当社の子会社であります。
- ・取締役坂宗篤氏は、MB & PARTNERS 株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木邦男氏は、株式会社アバントの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小林知巳氏は、株式会社小林マネジメント研究所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 漆山伸一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社の監査役を長く務めております。その経験と見識を活かし、出席した取締役会において、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 坂宗篤	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。アクセンチュア株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しております。その経験と見識を活かし、出席した取締役会において、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 鈴木邦男	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。日本アイ・ビー・エム株式会社で理事を務められ、IT・情報分野、業界について豊富な経験と経営についての見識を有しており、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解したうえで適宜発言を行っております。
監査役 小林知己	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解したうえで適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制について「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定しております。その決定内容の概要は、以下のとおりであります。

a) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 取締役会による監督

- ・ 当社は取締役会設置会社であり、取締役会は、取締役の職務の執行を監督します。
- ・ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定期又は臨時に開催し、適切な運営を行うことといたします。

b 監査役による監査

- ・ 当社は監査役設置会社であり、監査役は、当社及び子会社の取締役の職務の執行を監査します。
- ・ 監査役は、当社及び子会社の取締役会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べることといたします。
- ・ 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を当社の取締役会に報告することといたします。この場合において、必要があると認めるときは、当社の取締役会の招集を請求することといたします。

b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理します。

b 当社の取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものといたします。

- c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 業務・管理に係る各組織は、それぞれの組織に発生する可能性のあるリスクの把握に努めます。
 - b 当社は独立した組織が内部監査を担当しており、当該組織は、業務・管理に係る各組織におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を社長に報告します。
 - c リスクが具体化した場合には、取締役会を中心とし、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。
- d) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 当社は、経営の意思決定を迅速化する目的で、持株会社体制を導入しております。子会社では、常勤取締役及び子会社の役員で構成される取締役会又は経営会議を、原則として月1回以上開催しております。子会社で行われる取締役会又は経営会議は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるという観点から非常勤取締役及び監査役の出席を可能としております。
 - b 当社は、業務執行の過程における子会社の重要な意思決定について、「関係会社管理規程」において、当社への承認事項、及び報告事項を定めており、当社の子会社にその遵守を求め、当社グループにおける業務執行の状況を管理・監督しております。
- e) 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社及び子会社の使用人に対し、法令、定款並びに社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを周知徹底します。
 - b 当社の取締役は、実効性ある内部統制の整備・運用と法令遵守の体制の確立に努めます。
 - c 当社の監査役は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めるときは当社及び子会社の取締役に対し改善を助言又は勧告します。
 - d 内部監査を担当する組織は、当社及び子会社の内部統制の有効性について監査し、必要があると認めるときは適切な者に対し改善を助言又は勧告し、その旨を社長に報告します。

- f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 当社の子会社における業務の適正を確保するため、子会社の状況に応じた適切な管理、指導等を行います。
 - b 当社の内部監査を担当する組織は、子会社の監査を行います。
- g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役会が監査役を補助すべき使用人が必要と判断した場合は、必要な人員を配置するものとします。その場合の使用人に対する指揮・命令は監査役が行い、異動、人事評価並びに懲戒等については、監査役会の同意を得るものとしております。
- h) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 当社及び子会社の取締役及び使用人は、内部統制に関して重要事項が生じた場合は、その都度当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
 - b 当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに当社の監査役会に報告します。
 - c 当社は、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する旨を社内規程に明記し、当社及び子会社においてその体制を整備しております。
- i) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務を執行するうえで、当社に対して費用の前払い等を請求したときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の前払又は償還並びに債務の処理を行うものとしております。

- j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a 当社は、監査役会を設置し、その半数以上は社外監査役とします。
 - b 当社の監査役は、必要と認められるときは、各種会議へ出席し、議事録を閲覧することができるものとしております。
 - c 当社の監査役は、当社及び子会社の内部監査を担当する組織及び外部監査人と情報・意見を交換し、相互に連携して監査を実施します。
- k) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
 - a 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
 - b 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、直ちに警察等関連機関とも連携して対応します。
- l) 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備
「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には、監査役が出席していません。

②監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名（うち2名が社外監査役）で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

当社の常勤監査役は、株主総会や取締役会等への出席、及び取締役・執行役員・従業員・会計監査業務を執行する監査法人からの報告收受などのモニタリングを実施し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。

③会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

④内部監査

当社は、社長直轄の組織として内部監査室（内部監査人1名）を当社に設置しており、毎事業年度策定される内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。内部監査は、当社の全部門及び子会社を対象として実施しており、監査結果は、実施の都度、代表取締役社長へ報告しております。

⑤持株会社体制

当社は、経営の意思決定を迅速化する目的で、持株会社体制を導入しております。当社は、業務執行の過程における子会社の重要な意思決定について、「関係会社管理規程」において、当社への承認事項、及び報告事項を定めており、当社の子会社にその遵守を求め、当社グループにおける業務執行の状況を管理・監督しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及び「買収防衛策」については、特に定めておりません。

なお、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係法令等に従い弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,377,225	流動負債	1,430,682
現金及び預金	208,740	買掛金	130,174
受取手形及び売掛金	847,257	短期借入金	550,000
開発事業未収入金	153,018	1年以内返済予定 の長期借入金	125,182
仕掛品	16,785	未払金	185,524
前払費用	94,472	未払費用	42,017
その他	56,951	リース債務	1,807
固定資産	959,430	未払法人税等	23,129
有形固定資産	104,511	未払消費税等	105,517
建物	160,018	未払事業所税等	6,262
車両運搬具	18,497	前受金	43,370
工具器具及び備品	196,101	預り金	46,639
リース資産	10,044	賞与引当金	146,745
減価償却累計額	△280,149	受注損失引当金	24,227
無形固定資産	121,890	その他	82
電話加入権	3,820	固定負債	466,398
ソフトウェア	101,180	長期借入金	443,225
ソフトウェア仮勘定	16,888	リース債務	6,327
投資その他の資産	733,028	資産除去債務	11,891
投資有価証券	490,931	繰延税金負債	54
敷金及び保証金	122,096	その他	4,899
関係会社株式	12,388	負債合計	1,897,080
保険積立金	19,893	(純資産の部)	
繰延税金資産	64,098	株主資本	437,497
その他	23,619	資本金	598,381
資産合計	2,336,655	資本剰余金	301,935
		利益剰余金	△413,341
		自己株式	△49,478
		その他の包括利益累計額	2,077
		その他有価証券評価差額金	2,077
		純資産合計	439,575
		負債純資産合計	2,336,655

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,948,854
売 上 原 価		4,760,373
売 上 総 利 益		1,188,480
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,381,071
営 業 損 失		192,590
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	273	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	7,120	
助 成 金 収 入	5,665	
そ の 他	2,311	15,370
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,956	
支 払 手 数 料	2,884	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,833	
そ の 他	555	14,229
経 常 損 失		191,449
特 別 損 失		
減 損 損 失	225,019	225,019
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		416,468
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	27,198	
法 人 税 等 調 整 額	75,658	102,856
当 期 純 損 失		519,324
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		519,324

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額	純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	
当連結会計年度期首残高	597,861	301,415	105,982	△19,776	985,484	2,574	988,058
当連結会計年度変動額							
新株の発行	520	520			1,040		1,040
自己株式の取得				△29,702	△29,702		△29,702
親会社株主に帰属する当期純損失			△519,324		△519,324		△519,324
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						△496	△496
当連結会計年度変動額合計	520	520	△519,324	△29,702	△547,986	△496	△548,483
当連結会計年度末残高	598,381	301,935	△413,341	△49,478	437,497	2,077	439,575

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称
バーチャレクス・コンサルティング株式会社
株式会社タイムインターメディア
バーチャレクス九州株式会社
V Xアクト株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
Virtualex (Thailand) Co., Ltd.
Virtualex U.S.A., Inc.
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ハ. たな卸資産
- ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
- 当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--------|
| 建物 | 3年～18年 |
| 工具器具及び備品 | 2年～10年 |
- ロ. 無形固定資産
- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年～7年）に基づく定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 受注制作のソフトウェアにかかる収益の計上基準
- 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準（検収基準）を適用しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. のれんの償却方法及び償却期間
- 効果の発現する期間を合理的に見積り、10年間の均等償却を行っております。
- ロ. 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	700,000千円
借入実行残高	550,000千円
差引額	150,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,943,153株
------	------------

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画・経営計画などに照らして、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

一時的な余剰資金は、流動性と安全性の高い金融資産で運用し、投資にあたっては、対象金融資産の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク（取引相手先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、上場株式は市場の価格変動リスクに晒されております。また非上場株式は、発行体の財務状況等に基づく実質的な株式価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引相手先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引先相手を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の見直しを検討しております。デリバティブ取引については内部管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしています。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、手元流動性の維持に努めることにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	208,740千円	208,740千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	847,257	847,257	－
(3) 投資有価証券	8,232	8,232	－
資 産 計	1,064,230	1,064,230	－
(1) 買 掛 金	130,174	130,174	－
(2) 未 払 金	185,524	185,524	－
(3) 短期借入金	550,000	550,000	－
(4) 長期借入金	568,407	556,038	12,368
負 債 計	1,434,106	1,421,737	12,368

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金については1年以内返済予定の長期借入金が含まれておりません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式	396,355千円
関係会社株式	12,388千円
投資事業有限責任組合への出資	86,344千円
敷金及び保証金	122,096千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	152円70銭
(2) 1株当たりの当期純損失(△)	△179円59銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	578,618	流動負債	694,188
現金及び預金	4,241	短期借入金	550,000
前払費用	20,514	1年以内返済予定 の長期借入金	125,182
関係会社貸付金	685,898	未払金	5,841
その他	43,121	未払費用	1,136
貸倒引当金	△175,157	未払法人税等	1,751
固定資産	1,059,149	未払消費税等	4,601
有形固定資産	22,473	未払事業所得税等	262
建物	61,895	預り金	3,671
車両運搬具	11,140	賞与引当金	1,741
工具器具及び備品	36,014	固定負債	443,279
減価償却累計額	△86,576	長期借入金	443,225
無形固定資産	2,210	繰延税金負債	54
電話加入権	2,210	負債合計	1,137,468
投資その他の資産	1,034,465	(純資産の部)	
投資有価証券	467,514	株主資本	498,222
関係会社株式	476,922	資本金	598,381
敷金及び保証金	54,346	資本剰余金	301,935
保険積立金	19,144	資本準備金	301,935
その他	16,536	利益剰余金	△352,617
資産合計	1,637,768	その他利益剰余金	△352,617
		自己株式	△49,478
		評価・換算差額等	2,077
		その他有価証券評価差額金	2,077
		純資産合計	500,299
		負債純資産合計	1,637,768

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		257,000
売 上 総 利 益		257,000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		361,009
営 業 損 失		104,009
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	34,727	
そ の 他	13	34,740
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,822	
支 払 手 数 料	2,884	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,833	13,539
経 常 損 失		82,808
特 別 損 失		
減 損 損 失	333,058	333,058
税 引 前 当 期 純 損 失		415,867
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,778	
法 人 税 等 調 整 額	38,533	40,312
当 期 純 損 失		456,179

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	597,861	301,415	301,415	103,562	103,562	△19,776	983,064	2,574	2,574	985,638
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	520	520	1,040				1,040			1,040
自 己 株 式 の 取						△29,702	△29,702			△29,702
当 期 純 利 益				△456,179	△456,179		△456,179			△456,179
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								△496	△496	△496
当 期 変 動 額 合 計	520	520	1,040	△456,179	△456,179	△29,702	△484,841	△496	△496	△485,338
当 期 末 残 高	598,381	301,935	302,455	△352,617	△352,617	△49,478	498,222	2,077	2,077	500,299

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

工具器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 短期金銭債権 719,038千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 257,000千円
 営業取引以外の取引高 4,715千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
 普通株式 64,500株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	533千円
貸倒引当金	53,641千円
資産除去債務	13,893千円
繰越欠損金	86,062千円
その他	328千円
繰延税金資産小計	154,459千円
評価性引当額	△153,597千円
合計	862千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	917千円
合計	917千円
繰延税金負債の純額	54千円

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 173円80銭
 (2) 1株当たりの当期純利益 △157円75銭

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合 (被所有割合)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	バーチャレクス・コンサルティング株式会社	所有直接 100%	資金の貸付 経営指導料 配当 役員の兼任	債務被保証 (注)1	708,577	—	—
				資金の貸付 (注)2	428,000	短期貸付金	372,032
				資金の回収	211,821		
				経営指導料 (注)3	164,000	未収入金	23,874
			配当の受取	30,000			
子会社	株式会社タイムインターメディア	所有直接 100%	資金の貸付 経営指導料 役員の兼任	債務被保証 (注)1	708,577	—	—
				資金の貸付 (注)2	226,280	短期貸付金	310,280
				資金の回収	110,000		
			経営指導料 (注)3	24,000			
子会社	バーチャレクス九州株式会社	所有間接 100%	経営指導料 役員の兼任	債務被保証 (注)1	250,000	—	—
				経営指導料 (注)3	68,000	—	—
子会社	V X アクト株式会社	所有直接 100%	役員の兼任	債務被保証 (注)1	253,577	—	—

- (注) 1. 債務被保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に算定しております。
3. 経営指導料については、持株会社である当社の運営費用相当額を、連結子会社から応分に収受しております。
4. 子会社への貸倒懸念債権に対し、175,157千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において175,157千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

パーチャレクス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

柏 木 忠 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

島津慎一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パーチャレクス・ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パーチャレクス・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

パーチャレクス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柏 木 忠 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 島津慎一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パーチャレクス・ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

バーチャレクス・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	古川	秀夫	Ⓔ
社外監査役	鈴木	邦男	Ⓔ
社外監査役	小林	知巳	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング
TKP新橋カンファレンスセンター 15階 ホール15A



(ご注意) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。

- 交通
- 都営三田線 内幸町駅 A5出口 徒歩1分
 - 東京メトロ銀座線 新橋駅 8番出口 徒歩7分
 - JR山手線、京浜東北・根岸線 新橋駅 日比谷口 徒歩7分
 - 東京メトロ千代田線 霞ヶ関(東京都)駅 C4 徒歩8分